

企業年金の税制支援は金持ち優遇ではない

さる6月末、政府民主党による「税・社会保障に関する一体改革」の成案がまとまった。社会保障の機能強化のために2010年代半ばを目処に消費税率を10%程度まで引き上げるとともに、年金については所得比例年金への完全一元化を目指すものの、当面は現行制度の改善策を検討・実施するという。

そこで最初に掲げられているのが、低所得者層への所得保障機能の強化と高所得者への給付見直しである。国民年金の給付額は満額でも月額6万6千円でしかない上、保険料免除者や未納者の受給額はさらに低く、改善が望まれる。他方、高所得者層の年金額を国庫負担分程度減額できれば、財政の安定に寄与する。

財政状況の不確実性もあり、今後、公的年金は所得再分配を通じた低所得者の防貧にその役割をより集中せざるを得ないだろう。その結果、高所得者層への給付が抑制されて所得代替率が低下するなら、それを補うために企業年金や個人年金への税制上の支援策を強化する必要がある。もちろんこれらの制度を活用できるのは主に高所得層であるため、ここだけ見れば金持ち優遇に見える。しかし、高所得層が公的年金を通じた所得再分配により貢献するのなら、この策は決して悪くない。公平かどうかは年金制度や税制全体をみて判断すべきである。

《目次》

- ・ (リスク管理)：市場は精巧に作られたサイコロか？
- ・ (年金運用)：近年激変したクレジットデリバティブ市場
- ・ (リスク管理)：スポットレート算出にストリップス債は有効か？